

南宋折帛錢をめぐる一考察

梅 原 郁

【要約】 十世紀から十三世紀に亘る宋時代における商業の発達という現象は、中国史の流れの中でも一際めだつものであり、いろいろな角度から綿密に考証されねばならぬ。それと密接に関連する、この時代の貨幣經濟の發展については、これまでもしばしば論証されているが、その多くは、統計的數字を中心とした、どちらかといえば表面的ともいえるものであり、貨幣經濟のより具體的な内容や、その中国史の全体の中における正しい位置づけ、あるいは比較史的な立場からの論証などは必ずしも十分ではない。こうした課題は一朝一夕では果し得ないが、本稿は、当時の貨幣經濟の実体に接近する一つの試みとして、南宋はじめてから施行された折帛錢、即ち兩税中の夏税の一部錢納化の問題を中心として、制度的側面から考察を行わんとしたものである。

史林 四八卷三号 一九六五年五月

女真族の圧迫によって淮水以南、實質的には揚子江より南に押しやられたのちの宋王朝は、国土を半分に縮少され、かつ外は金・元の異民族侵攻の脅威、内はそれに対処するための軍事費の加重、それより必然的に惹起される重税負担に呻吟する人民、というようにどちらかといえば、不安定な弱少王朝として評価されるのが一般的である。さらに土地問題の方面でも、この時代は大土地所有の進行、地主・佃戸關係の発達ということが八釜しく叫ばれ、一部では中

國封建制の成立期とさえ考えられている。反面、南宋王朝はともかくも百五十年間という長い命脈を保ち、江南の富を背景とした杭州・蘇州・明州・建康などの諸都市では、主として中国文學でいわれる「市民文化」が開花するといふ、一見相反する現象も明確に指摘できる。本稿は、そのような南宋の諸性格を統一的に解釈し直してみようとする試みの一つの布石にほかならぬ。

筆者は前稿「北宋時代の布帛と財政問題」『史林』四七ノ二

で、和預買布帛の制度的素描を行ったが、ここでは、まずそれを更に敷衍説明し、続いて南宋はじめに出現した折帛銭を論証して、以下当時における貨幣経済の实体に、主として制度史の視角から接近せんとしてみた。それはまた、特に「宋代に入って貨幣経済が飛躍的に発展した」というあまりにも大まかな通説のより具体的な把握を行い、ひいては当時の社会の発達の状態を、必ずしも土地問題だけにとらわれずに考えようという意図をも含んでいる。なお引用文献中、会要は徐松輯・宋会要輯稿、要録は李心伝・建炎以来繫年要録の略称である。

—

後述するように、折帛銭という名称で銭納化された絹帛のうち、兩税(主として夏税)に対して、和預買絹帛の占める割合は決して少くない。下表は現存する南宋の地志に従って、兩浙・江南の主要州府の正税と和買の袖絹の概数をあげたものだが、場所によって和買絹帛の方が、正税を凌駕していることが知られる。^①和預買絹の制度的な

表1 南宋主要府州上納布帛額一覽

		絹(匹)	袖(匹)	綿(両)	折帛銭(貫)	出典
建康	夏税	59,322	2,838	138,195	330,229	景定建康志卷40
	和買	23,906		93,523		
徽州	夏税	30,397	2,991	208,735	250,601	新安志卷2
	和買	56,266	19,126			
越州(紹興)	夏税	99,809	8,601	412,252	330,432	嘉泰会稽志卷5
	和買	100,000				
杭州(臨安)	夏税	95,813	4,486	54,104	648,385	咸淳臨安志卷59
	和買	40,399	795			
明州(慶元)	夏税	20,292	3,679	76,694	176,725	宝慶四明志卷5
	和買	21,354	1,980			
潤州(鎮江)	夏税	8,144		68,155		嘉定鎮江志卷5
	和買	9,938				
歙州	夏税	45,753	14,293	26,176		歙州圖經卷1
	和買	57,672	22,500	25,000		
台州		11,112	2,535	28,914	226,998	赤城志卷16
常州		9,292		76,551	305,896	毘陵志卷24

変遷については、先学の跡をついで、筆者も前稿で考察を試みたが、それを補足し、あわせて折帛銭の前提とする意味を加え、その性格と意義を今少し調べておきたい。

和買、即ち政府が民間の生産物を適正価格で買上げる政

策は、宋初から全国的にかつ可成大規模に行われた。その品目は、特に和糴と呼ばれる米粟をはじめとして、布帛・軍馬草料・河防用材・軍器材料・染料などから紙・筆に至るまで雑多であるが、このうち和糴と布帛和買が、社会経済史の面では特に重要といえる。

太祖・太宗の草創期から真宗にかけての時代は宋朝の財政は確かに豊裕であった。河北・山東・淮南を中心とした華北の経済地域に加えて、旧南唐・呉越領の富を中央に吸収することになり、これら地方における五代時代の苛税を緩和してもなおかつ豊富な穀帛が汴京の国庫に入って来た。

貨幣鑄造・通貨統一も軌道に乗り、直接税たる兩税——その大部分は現物——とは別に、専売益金・商業税などの間接税の現錢収入も着実にその額を増して行った。太宗末から真宗はじめ布帛の和預買政策が行われる客観的条件は揃っていたのである。政府が手許にある現錢を貸付けて、一般農民を高利貸支配の抑圧から救い、生産を助長するという一石二鳥の目的ではじめられた和預買布帛の政策は、当初にあっては確かに一定の進歩的役割を果たすと評価して良い。また布帛に限らず、和買政策自身、唐・五代と発達

していた、地域別の分業生産体制に照応したものと云うことができる。その具体例に絹帛と米穀をとってみると、揚子江デルタ地帯では北宋中期に既に次のような地域的な生産の分業が形成されていた。即ち、代表的な米作地帯蘇州（平江）秀州（嘉興）では布帛和買が全くなく、逆に杭州（臨安）越州（紹興）明州（寧波）などの織物生産地では、それが非常に多い反面秋税の米穀が少い。そして婺州・常州は布帛和買は杭州より少いが、相対的に米穀が増えているという具合である。更に地方志を調べると、杭州の新城県では和買紬絹が群を抜いて多いのに、秋税米穀は非常に少く、塩官県はこれと全く対蹠的であることが知られる。^③

蘇州では、北宋の中期、米穀の収量が年間七百万石と称され、東南六路から開封に至る漕運糧の全額以上を一州で産出し得た。^④蘇州の七百万石の仮に十分の一が二が兩税であり、また或る程度自家消費されたとしても、相当の残余が、国家あての和糴や、一般市場に、商品として流出したと想定される。一方、杭・越・湖などの諸州では、布帛が同様の型で商品化していたと見做し得る。勿論農民は自家消費分の衣料は織り、米麦を作ってはいたろうが、秀州

では夏税用の絹帛を他地方で買ひ、杭州では秋税用の米穀を買って納入している例もあり、これはのちの両税の一部銭納化へとつながると言える。とまれ、和買政策はこうした地域別特産物体制と密接に結びついて来てたものにはかならない。

しばしば繰返されるように、真宗時代の国費濫費と官僚機構の膨脹、仁宗時代の契丹・西夏に対する、防衛・軍事費の増大は、宋朝の国家財政に深刻な打撃を与えた。真宗の初期と仁宗終りの時期を比較すると歳入はほぼ倍になっている^⑦。これに伴って歳入の増加が当然要求されるのだが、予想される両税の増徴は、史料面に關する限り、それほど顕然とクローズアップして来ないことが注意される。これに反して元来恩恵的な意味を持っていた和糶・和買、特に布帛和預買の部門で、規定額の銭を支給せず、或いは全般的な絹帛の値上りにも拘わらず、支給銭額を安く据え置いて、実質的に人民の負担を増加させることが目立ちはじめた。和預買布帛の質的变化の足並みは地方によって差があるが、神宗・哲宗のころまでは、現銭や塩を支給しようとする努力が曲りなりにも払われている。ところが官員の数が元祐

にくらべても十倍といわれ、蔡京の甘言にのって放漫な生活が続けた徽宗皇帝の時代になると、和預買絹もほぼ完全に租税化してしまつたとみられる。宋会要は、徽宗の崇寧・大觀以後、和預買絹の本銭支給停止・徴収強制への禁令を、それ以前にも増して数多く載せるが、同じ法令のおうむ返し裏に、実際はそれと逆の事態が起つていたことがうかがえる。そして南宋に入ると、布帛の和預買は、「もとは民を便にするものであつた」とか、「本来は銭を支給すべきものなのだ」とか、現状批判的な口調で語られるが、北宋末のような禁令は姿を消し、その正税化が黙認されるに至る^⑧。和預買絹は北宋時代、両税絹と同数に近い三百万疋が買付られていたが、これが無償で徴収されるようになったことは結果的に夏税が倍になったと同じである。正税に加える和買のほか、新しく附加された多くの税目、戦乱と軍事体制の重圧に百五十年間耐えた南宋の経済力は、私は現在考えられているより、強靱で豊かであつたと思うがそのこまかな実証にはなお時間を必要とする。さて、正税化した和預買絹帛は、従来負担のなかつた地方、人戸へも強制的に割当てて、その平均化が計られてい

る。市価より高く、しかも端境期に現錢を入手できる預買絹は、筋書通り実行されれば、人民に大きな恩恵を与える筈であった。南宋時代、両浙地方十四州の和買絹年額五十二万余匹の二十七パーセントにあたる十四万匹は越州(紹興府)一州で負担し^⑩、その弊害対策がたびたび論議されているが、朱熹によればその原因は「預和買絹施行のはじめには、民間は実にそれを利便とし、歌に謡って喜んだほどで、両浙転運使が何がしかの縁故を持っていた越州では、運動の結果、多額の預和買本錢給付にあずかり、これがのちに人民を苦しめることになった」と説明されている^⑪。また宝慶四明志は「北宋の天聖二年(一〇二四)両浙で預買絹が開始された時、温州を除く他の州県に錢本を割当たが、越州諸県では競って多額を申請した。ただ嵎県の知県のみが、将来の弊害を見透してそれを行わず、却って民の怨を買った」と述べている。和預買絹は、上述の経過で無償強制徴集、両税と同質化されて来るが、その際賦課基準が、地方によってまちまちなのは、その本来の性格から考えてむしろ当然であった。曾我部氏はことこまかに賦課の具体例を考証されているが、要するにそれは、もともとは希望

者だけを対象とすべきを、定額割付けとしたため、地方地方でおこる歪みを出来るだけ少くする措置に他ならなかった。大雑把に言えば、江南路では税錢だて^⑫、両浙路では物力(財産高)だて——これには田地のみを評価した場合と、田地・動産のすべてを含めた場合がある——が普通であったが、必ずしも賦課は円滑にはゆかなかつた。ただ、和預買絹紬は、少くとも南宋初期には、決して下等戸を対象としていなかった点は指摘しておきたい。それは官戸・民戸を問わず均しく科敷され^⑬——南宋はじめの有力な武将張俊が自己の産業に課せられた和買絹免除を申請した時も猛反対にあつて^⑭——戸等に依つて言えば、多くの場合は上四等戸に限られ、五等戸は免除されるのが建前となつていた。但し同じ四等戸として、その財産高(物力数)は地方によって異り、臨安府内でも、新城県は十貫、富陽十三貫、臨安二十貫と言われ、紹興府では三十八貫とかなり隔差があつた。賦課の対象となつた上等戸は、自己の財産を賦課基準線以下にこまかく分散させて——名目上の下等戸を多数作る——詭名子戸——脱税を計る。越州会稽県では、最初、全県の賦課対象の総財産高百二十六万貫のうち、四等戸以

上が百十万貫を占めたのに、南宋中期には、三十八万貫となり、逆に五等戸が七十二万貫と主客転倒している¹⁸。州県の割当額が不変である以上、和買の負担は、最低賦課基準の引き下げや、均敷法によって結局は下層農民にも及ぶことになる¹⁹。和買は流弊の極であるとは、南宋時代しばしば喧伝されるところだが、これは中小以上の地主またはその代弁者の発言という色彩が濃く、この点、同じころ両浙地方で身丁銭の弊害がしきりに訴えられて、下戸が非常に苦しみ、子供が生れても身丁銭のために殺してしまうとさえ言われているのと、上下の対比をなすように思われる²⁰。

このような正税化した和買絹帛は、次にのべるように、南宋はじめ、更にその一部が銭納化させられるに至る。

二

折帛銭の制度面の概略は、既に曾我部静雄氏の「南宋の和買絹及び折帛銭の研究」(『宋代財政史所収』)が考証するところであり、主だった史料もこれに載録されている。従って詳細はそれにゆずり、ここでは以下の行論に必要なあらましを述べ、あわせて曾我部氏の若干の缺を補っておきたい。

民間から現物税として徴収する絹(きぬ)・紬(つむぎ)・綿(まわた)などのきぬ(帛)製品を時価に換算して銭納(折銭)させる折帛銭の制度が、公式かつ広汎に実施されるようになったのは、宋室南渡後、僅かに三年をへた建炎三年(一一二九)のことであった。

建炎三年三月十四日、両浙転運副使の王琮らが「昨ごろ、両浙路各州が上供すべき本年度の和買と夏税の紬・絹、計百七十七万余匹を、毎疋二貫文足(計三百五万余貫文省)に折銭することを乞いましたが、それに対する回答がありません。この換算レートは、まことに適正で増減しにくいものであります。和買・夏税物帛徴収の期日も迫っており、あらかじめ州県に申しわたしておけば、見銭を期限通り得ることができましょう」と上言したので、詔して、しかく期限通り上供させた²¹。

というのが、その基本的な史料であり、この事實は、宋史食貨志布帛、建炎以来繫年要録卷二一、建炎以来朝野雜記甲卷一四、中興兩朝聖政卷四などにも、それぞれ若干の異同を持ちつつ記録されている。曾我部氏が引用された朝野雜記では、「本路逐州合發上供和買夏稅紬絹」が「本路上供和買紬絹」と省略されており、これを上供すべき和買の

紬絹と解釈された氏は、「建炎三年にまず和買絹を（全部）
 錢に換えて納入し」「紹興ははじめに至って上供（正税）紬絹
 も半分を折錢するようになった」と論証されている。しか
 し、宋会要・宋史に拠る限り、これは適當ではない。兩浙
 路では、建炎三年以降、夏税・和買ともに、上供紬絹が錢
 納化されはじめたと言って良い。ところで、では上供紬絹
 のすべてが錢納化されるようになったのかといえ、これ
 も、簡單には決めかねる。建炎三年の翌々年、紹興元年正
 月二十日に、戸部侍郎の孟庾は次のような上言を行い、そ
 れが許可されている。

紹興元年度の兩浙路上供の夏税・和買紬絹で、減免・進奉の
 分を控除した、現物百六万四千余匹は、一半は例によつて、毎
 疋二貫文足で錢納せしめるように（下略）。

ここでいう一百六万疋は、建炎三年の一百七万疋と近
 似した数値であり、しかも「并一半、依例折納備錢」とあ
 るからには、前年の建炎四年か、前々年の建炎三年の例を
 踏襲しようという意味に相違なく、さすれば、建炎三年の
 施行当初には、兩浙路の上納絹帛の約半数が錢納化させ
 られたと考えるのが妥当なところであろう。

兩浙路からはじまった上納絹帛の折錢は、間もなくそれ
 以外の地方にもおし及ぼされることになる。紹興元年四月
 の詔により、

兩浙路以外の路で、中央へ上納する絲綿紬絹は、なべて半ば
 は見錢に折し、紬と絹は毎疋二貫文省、絲と綿は毎兩二百文省
 にしたい。

との戸部の上言が認可されているのが、それを示してくれ
 る。^②これによれば、四川・兩湖・兩広・福建・兩淮・江南
 と、南宋のすべての領域にわたって折帛錢が施行されたた
 もとれぬことはなく、事実李心伝は、要録卷五四、紹興二
 年五月甲申の条で、「江淮閩広荆湖折帛錢、蓋自此始」と
 言明しているほどである。若し、夏税・和買の絹帛の半数
 が錢納化される事態が、南宋全域で恒常的に行われていた
 とすれば、これは当時の社会・經濟發展の評価にも影響を
 及ぼし得る重要な事柄であろう。だが、少くとも文献に現
 われるところ、南宋時代、全国的に折帛錢が実施されてい
 た痕跡は極めて薄い。布帛の産地として著聞し、また經濟
 的にも先進地域であった成都盆地を中心とした四川の一部
 は別として、^③折帛錢が南宋百五十年間、コンスタントに徴

収められていた地方は、兩浙東西路・江南東西路の四路――

現在の浙江・江西に江蘇・安徽の揚子江以南の地域――

とりも直さず当時の主要経済地帯、従って同時に最先進地域に限られている。成程、広南西路には、折布銭という名称で、この地方で納入される夏税の布(植物性織物)を銭納させることがあったし、²⁵⁾ 荊湖南路の鼎州で折帛銭があったことを語る記録もある。²⁶⁾ しかし、宋会要や文集・地方志などによって、折帛銭、両税の銭納化に関する史料を蒐集してみると、その九割以上が兩浙・江南四路に集中している

ことは、間接的に、他の地方に折帛銭がなかったか、あってもそれは例外的な場合に属することを証明してくれるであろう。そのかわり、兩浙・江南の各州軍では、地方により多寡の偏差はあったろうが、殆んど全域に亘って絹帛の一部銭納化が行われていたと断定できる。²⁷⁾

こうして南宋の極く初めから実施された折帛銭は、内容的には次に述べるように、いろいろな変遷があった。尤も南宋末約五十年間の事実は若干の地志を除いて、史料上の制約のため十分明らかにし得ぬ恨があるが、南宋滅亡までそれは続いて行われていたとみて大過あるまい。南宋にか

わった元代には、江南地方の税制は極度に簡略化され、折帛銭という名称の税目も消滅するが、それが名実ともに廃されたと簡単に言うことはさし控えねばなるまい。

次に折帛銭の内容について幾つかの点を概観しておきたい。まず銭納と現物の比率であるが、夏税・和買とも南宋一代、その半分が銭納化された、即ち折銭率が五割というわけでは決してなかった。建炎・紹興はじめの記述には、「半ばは現銭に折納せしむ」というものが多く、紹興四年の鑿年要録では、紬は全部、帛は半分が銭納とさえ言われているが、²⁸⁾ これらはむしろ施行当初の権宜の処置と考えられる。

南宋初期、金軍の圧迫、侵入に対抗するため、長江沿岸の主要都市に軍兵を相当量配備し、それらを賄う必要上、軍事費、特に見銭を多量に必要とし、また新しく国都となった杭州でも王室・官僚・胥吏など、俸銭に依存する多数の人口――杭州では月間百二十万貫の見銭支出が概算されているが――をかかえ、相当の無理をしても見銭を集めねばならなかった。それが折帛銭の直接の原因ではあったが、当初は、一時的に算段をして現銭を集めても、それが永続性を持つまでには至っていなかった。絹帛の折銭率は、紹

表Ⅰ 折帛価・折錢本色比の一例

		折帛(匹・兩)	折帛錢額(貫)	單位價格(錢)	本色(匹・兩)	
杭州 塩官県	夏 税	紬	591	18,095	7,000	1,173
		絹	1,993			10,660
		綿	3,068	1,350	440	6,690
	和 買	紬	8,815	57,301	6,500	4,896
		絹				
		計		66,646		
明 州	夏 税	紬	2,978	20,846	7,000	3,679
		絹	3,273	22,910	7,000	20,292
		綿	55,000	22,000	400	76,694
	和 買	紬	7,920	51,480	6,500	1,980
		絹	9,152	59,488	6,500	21,354
		計		176,726		

興三年には、兩浙地方で七割が現物・三割が錢納、五年度には、紬・絲・羅は全部錢納、綿・絹は五割錢納と、その年度、また地域により浮動している。それが、大体紹興十年ごろまでに、次のような最大公約数的比率、換言すれば、その程度なら、当時の社会の実情とかけ離れていなかった

ところに、落着くこととなった。即ち、現物対錢納の比が、紬七：二、絹一：八、綿五：五というものがそれであり、これはのち、隆興・紹熙・嘉定の各時代に、抛るべき基準として、しばしば引用されている。表Ⅰでも明らかのように、兩浙・江南では、折錢率の高い紬の絶対量は絹にくらべて遙に低いから、絹帛全体の錢納率は五割をずっと下廻っていた。但しこれとて、あくまでも基準であり、実際には地方的条件によって、折錢率には少からぬひらきがあり得た。参考までに、宝慶四明志によって明州の、咸淳臨安志によって杭州塩官県の、夏税・和買紬絹、夏税綿の現物対錢納の實際をあげておこう(表Ⅰ)。数字の時代はいうまでもなく、南宋末である。

次に、錢納の際の價格に触れておく。北宋時代の紬絹の値段は、一匹一貫(千錢(文)・二緡)が標準であったが、建炎三年ごろの適正價格は先にひいた王琮の上言では二貫と、倍になっている。それが、恐らく戦乱を第一の原因として、紹興元年には三貫になり、以後急激に騰貴する。折帛錢開始後六年たった紹興四年、戸部侍郎梁汝嘉の上言で、兩浙では折帛は、折錢される紬の二割が四貫・八割が六貫、絹

は四割が四貫・六割が六貫と定められたが、これも数年のことで、紹興十年前後から十数年間は、最高一匹十貫、普通で七八貫という高値を呼んでいる。隆興・乾道より開禧嘉定年間に至る約五十年の、南宋の相対的安定期には、民間の布帛生産も復興し、市価も三貫から五貫の間に下落しているが、折帛銭の価格は、紹興十七年に定められていた紬絹和買は六貫五百、夏税は七貫という数字が循襲されている。ずっと遅れた、嘉泰会稽志・宝慶四明志・咸淳臨安志などが、すべてこの折帛銭価格を用いているところからも、それが南宋末まで、絹帛の標準折価であったと言えることができる。なお参考までに会要・繫年要録によって、南宋の紬絹の価格表を作成し

表Ⅱ 南宋絹帛価格表 (42尺・一疋・単位価格銭)

年	月	絹 紬 価	備 考	出 典
建炎	1. 6	2,000	賦估	会・刑 3, 6
	3. 3	2,000	足 折帛価	会・食 38, 13
	4	3,000	省	文献通考 20
紹興	1. 8	3,000	省 折帛価	会・食 70, 31
	2. 7	4,500	省 洪州・折帛	会・食 70, 34
	3. 9	3,000	足 賦估	会・刑 3, 6
	4. 6	8,000	民間買絹価	要録 77
	4. 8	3,500	省 兩浙	会・食 64, 30
	4. 10	5,200	省 平均折帛価	会・食 38, 18
	5.	7,000	省	文献通考 20
	6. 8	7,000	兩浙折帛	要録 104
	〃	6,500	江南折帛	〃
	7.	8,000	省	文献通考 20
	9. 3	8~10,000	折帛価	要録 127
	11. 7	8,000	折帛価	要録 141
	12. 4	4,000	賜帛折帛	要録 145
	17. 2	10,000	折帛最高価	会・食 68, 4
	17. 9	7,000	夏税折帛	会・食 70, 42
17. 9	6,500	和買折帛	会・食 70, 42	
26. 2	4,000	市価	要録 171	
〃	6,000	折帛	〃	
26. 8	5,000	四川市価	要録 174	
〃	10,000	四川折帛	〃	
31. 1	7,400	丁絹折帛	会・食 66, 6	
32. 7	2,500	市場廢絹	会・食 70, 51	
〃	6,500	折帛価	〃	
隆興	1. 1	7,000	夏税折帛	会・食 70, 53
	〃	6,500	和買折帛	〃
乾道	1. 5	3,000	市価	会・食 38, 22
	〃	7,000	和買折帛	〃
	3. 8	6,000	折帛	会・食 70, 59
淳熙	6. 3	9,000	省 丁塩絹折帛	会・食 66, 10
	4. 11	4~5,000	臨安市価	会・食 70, 69
	〃	7,500	臨安折帛	〃
紹熙	5. 3	7,500	四川折帛	会・食 70, 70
	3. 8	6,500	和買折帛	会・食 70, 84
慶元	4. 10	2,200	足 建康市価	会・食 70, 88
	嘉定	13. 8	4,000	会子

ておく。(表Ⅱ)

次に折帛銭の総額と、それが南宋財政に占める位置について調べねばなるまい。建炎・紹興のはじめには、兩浙地方で、百十数万疋の上納絹帛の半数が銭納されたことが知られるが、歳入折帛銭の総数は、紹興十七年ごろの朝野雜記の記載によらねばならぬ。即ち、

時に東南諸路では、歳ごとに、紬三十九万疋、絹二百六十六万疋、綾・羅・純三万余疋、それに淮衣・福衣と天申・大礼節

表Ⅱ

起 発 州 軍	折帛錢額(貫)	送納地
臨安府・歙州・広徳軍	2,058,000	臨安府
平江府・湖州・秀州	483,000	平江府
鎮江府・常州・徽州・処州	827,000	鎮江府
建康府・宣・信・筠・袁・撫州	1,194,000	建康府
池・饒州・太平・南康軍	648,000	池州
江・吉州・臨江・建昌・興國軍	479,000	江州
	5,689,000	

賜与の綾・羅・紬すべて五十二万疋あまりを起発上供しているが、これらはすべて現物で、そのほか絹紬二百五十六万余匹、錢に換算してほぼ一千七百余万緡があり、綿はこれに入っていない。（朝野雜記・甲卷十四・東南折帛錢）

というのがそれである。紬と絹の価格を同じとして一千七百万貫を絹紬匹数で割ると六貫六百分の単価が出て来る。

これは恐らく四川も含めた総数であろうが、地方別のより具体的な数字は、紹興末年の繫年要録にみえている^⑤。その大意は、〃兩浙・江南兩路の折帛錢の歳額は五百七十三万緡で、すべて杭州へ送納してしたが、軍隊の駐屯する主要都市に、最寄りの州軍から直接輸納するようにしたい〃というもので、その際、上表の如き錢額があげられており（表Ⅱ）、それらを加算すると五百六十八万数千貫に達する。

但しこの表では、当然折帛錢のあるべき、明・越・洪などの諸州の名がもれており、或いは兩浙・江南の折帛錢総数は更にこれを上廻る数字であったかもしれぬが、すこしの隆興元年に、兩地方の歳ごとに上供する折帛錢は六百余万貫とあるところからみれば、単に上記州名のみを脱落又は省略したのかもしれない。とにかく南宋時代、折帛錢は毎年、最低六百万貫程度、朝野雜記をそのまま信じるなら、全国で千七百万貫徴収されていたことになる。

宋朝歴代の財政規模を適確な数字で示すことは大変困難である^⑥。三百年間の主だった時点で、歳入歳出を物語る数字は決して少くはないが、匹・石・錢・兩・束など、単位の全く異つたものを累加した統計が普通であるため、あまり役に立たぬ。南宋の財政規模は、紹興はじめの歳出千五百二十万貫、乾道四年には五千五百万貫、淳熙末には六百五十万貫と言われるが、これとて、全歳出入を適正に錢に換算したものでどうか疑わしく、所詮参考数字にとどまる。ここでは、甚だ危険だが、乾道年間の五千五百万貫を中心にして、その内容を分析してみたい。

南宋時代、現錢収入の太宗は〃課利〃と総称される茶・

塩・酒などの専売益金と、商税であった。四川を除く東南地方だけに限っても、建炎二年、六百万貫であったものが、

紹興四年には二千万貫を越え、紹興六年には臨安・鎮江・建康の三權貨務だけで千三百万貫、二十四年には同じく三務で二千六十万貫となり、乾道三年には、茶と塩の課利だけで二千六百七十万貫にのぼっている。こうした専売益金の現銭が、具体的にどこから、どのようにして徴集される

のかということも、それ自身説明する必要が残っているが、これらは北宋時代から現銭で徴収される建前のものであった。ところが南宋に入ると「課利」のほかに、經制錢・總制錢・月椿錢といった名目の現銭徴収が行われ、ここで問題として折帛錢が加わることになる。經・總制錢は、

年間一千万貫を越えるが、これはどちらかといえば、直接税たる兩税の折納化とは異った性格を持っている。折帛錢総額は朝野雜記に従えば千七百万貫だが、内輪にみつもつて千万貫内外とすると、南宋中期の現銭歳入の二割程度ということになる。乾道の歳入による限り、五千五百万貫のうち、塩茶が二千五百万、經總制錢で千数百万、折帛錢で千万とみてくると、明らかに現銭といえる分が著しく多く、

しかもそれが直接税の夏税の分野にまでくいこんでいることがよみとれる。

折帛錢施行の原因を、同時代の人々は軍事費の増大に求めるのが通例である。事実また先にあげた歳入の現銭は、官俸が一割、吏禄が二割、兵廩が七割といえるくらいで、軍費、特に將兵の俸給は尨大であった。軍事費の増大の問題は北宋中期、仁宗の時代にも大きく表面化していたが、その時期には未だ折帛錢は議題にもなっていない。それが南宋に至って急にクローズアップされて来たのは、矢張り一つの注意すべき現象であろう。

周知の通り、軍兵に対する給与として、宋は米粟・絹帛の現物に、現銭を加えた三本立を用いた。彼らに現銭を正式に支給するようになったのは五代以降と言われるが、北宋時代には、ともかくこれが遵守されていた。南渡以後、長江が国防上の生命線となり、それに沿った鄂・江・池などの諸州、建康・鎮江などの大都市に軍団が駐屯し、彼らが多くの家族とともに、そこに於て純然たる消費階級と化すると、一つの変化が生じた。それは、彼らに支給する現銭が従前に較べて増加し、それに反して布帛類が減少して

いるらしくみえることである。繫年要録はかなり多数、個々の軍団への出費の明細を書き残すが、それらはすべて銭と米の二本立となっている。^⑧ 私は江南の大都會——少くとも州城——では、当時、日常生活のすみずみまで、ほぼ貨幣經濟化していたと考える。多くの南宋の説部の書物はそれを如実に証明してくれるし、その状態は日本の江戸時代の都市と比較しても良いように思う。こうした大都市に軍隊が常駐することになると、彼らの日常生活も貨幣なしではやってゆけなくなる。そして軍隊という大世帯を抱えて、都市が更に一層大きな市場となることもまた当然であろう。^⑨

ところで彼らに支給された布帛をとりあげた場合、南宋時代にはその性格が変わった、いかえれば、北宋時代までそれが持っていた貨幣としての価値がなくなってしまったのではなからうか。北宋時代、四川・江南・河北・山東などから中央へ納入された絹帛は、官員・將兵の俸料、そして多くの賜与として支出されたが、軍兵がそれらを自分で消費することは寧ろ稀であったろう。井州（太原）では軍衣として、歳ごとに京師から運んだ四万余疋の絹を支給するが、軍兵はこれを貰うとすぐ土産のあしぎぬと交換する。

代りに官で買上げて、一匹一貫二百文を支給しよう」という記録^⑩がその一つの裏付けとなろう。軍人に俸料又は恩賞として手渡される絹帛は、特に陝西・河東など絹を産せぬ地方では、ブローカーを通して地方市場に得意先を持ったと推測される。軍兵に対する官の支給機構によりかかる方が、生産地から遙かに離れた地方では便利であったし、絹帛が、実用品よりも貴重品であったところでは、貨幣としての性格も多分に残っていたと言うことができる。ところが、南宋はじめ大軍の配置された都市は、いずれも有数の絹の産地にほど近い。そこではきぬは貨幣としてよりも、商品として取扱われていたのであろう。その上、高・中額の取引には既に南方ではかなりの銀の流通もみられるようになって来ている。^⑪ なるほど南宋時代にも、杭州では年間百六十万疋の絹が必要とされ、また戦乱期に、絹の生産量が低下して、賜与その他に現錢を与えねばならぬくなったこともなくはないが、一方では左藏庫に絹が滞積して久しいという記述もある。^⑫ 更には慶元年間に賜与の絹帛が大中に現錢支給にきりかえられている点などからも、南宋に入ると少くとも江南都市では絹の貨幣価値は消滅し、官員・兵

員とも見錢を必要とする状態となっていたといひ得る。兩税の夏税、及びこれに準ずる和買紬絹を一部錢納化させた折帛錢は外的にはそのような事情を反映して開始されたものであるが、では南宋時代の農村で、現錢を政府に納入すの事態がどの程度まで進展していたろうか。以下しばらく、当時の正税錢納を物語る史料を書き連ねることとする。

三

第一に、現物納の端数(奇零)を時価に換算して納入させる場合がある。中央から州、州から県、郷へと帳簿上の操作によって割当られて来る兩税は、郷村の實際納入者の手許に至る時には、およそ現実を無視した、こまかな端数を伴うのが通例であった。宋太祖は全国征覇にのり出して間もなく、現錢は文、金銀は錢、絹帛は尺、米粟は升を最低の単位とし、それ以下の分・銖・毫・寸・合などは認めぬ原則をたてた。^⑤米粟や現錢はそれで良いとして、布帛の場合これを適用しても事実上意味をなさない。宋代の納入布帛の基準は、一匹四十乃至四十二尺、重量十二乃至十三兩であったが、一尺づつを四十二人が別々に納めても役にた

たぬことは言うまでもなからう。そこで端数を何戸かで一纏めにし、一匹分として納入する方法が行われた。これを「合零就整」「円零就整」と呼ぶが、特に布帛納入に際して広く用いられることになる。ところで、一見合理的なこの方法も、実際に納める方の側からすれば、厄介な問題が続出したことは想像に難くない。ごく常識的に考えても、お互に加乗して整数をなすべき相手が隣同志とは限らないし、現物として一匹にするには誰が、どうして生産し、また調達するのかという問題もある。そこで、これも宋のはじめから、畸零分を現錢に換算して納めさせる方法が採用された。^⑥ただし北宋時代には、南宋にくらべると、まだまだ貨幣の入手は容易でなかったとみえて、兩税畸零分の錢納についての史料は決して多くはない。それが南宋に入ると、一変して、宋会要・食貨・賦税雜録の条などではしばしばこの問題に言及するようになる。南宋も半ばすぎの「慶元条法事類」の「受納稅租」の項にひく賦役令では、

すべて稅租納入の際、当該戸の納入分が、布帛では端匹、米穀では升、絲綿では兩、柴蒿では束に満たぬ場合は、納入月の

市場価格の高値によつて銭を納める。若し別の戸と租税納入票を一つにして、整数の現物を納めることを願えば聴す。

と規定され、^⑤どちらかといえば疇零は現銭納を優先させることとれる書き方をしている。布帛の場合も、疇零分が全体の中で占める割合は決して少くなく、むしろ四十二尺一匹の絹を、一戸だけで納入し得る郷村戸は、数の上では少かつたと思われる。江西省撫州では歳ごとに中央へ上納する絹三万二千余匹のうち、現物は二万一千匹で、あと一万二千余匹は疇零のため折銭（この場合は金子）するといひ、^⑥同じく江西省袁州の倚郭宜春県では、人戸一万四千余戸は、夏税絹一尺を納めるといわれているのを実例としてあげ得よう。^⑦両税疇零分の銭納額が、全国でどの程度に達したかは知る術がないが、南宋時代、疇零の銭納が——従つて主として下等戸の銭納が——特殊例ではなかつたことは、慶元条法事類にみえる先の規定が、宋会要に頻出するところからもうかがえる。旧中国の租税徴収体制には、官員や胥吏のついている間隙が多く、それは合零就整の場合にも顕著にあらわれる。たとえば、端数はすべて整数にきりあげ——農民の立場にたてば実質的増税——、教戸が納入票を

一つにして（合鈔）納付した場合には、鈔頭と呼ばれる代表者にだけ受取証を発行し、その他は未納として二重徴収を行い、^⑧或いは折銭の価格を不当に吊上げたりすることは朝飯前のことであつた。質朴・無知な農民は、租税納入の時の官・胥吏との折衝を回避するために、多く両者の分身である攬戸（租税請負人）を利用することになる。最近、周藤吉之氏は吏役の観点から攬戸をとりあげて居られるが、^⑨北宋中期から史料面にあらわれはじめた攬戸は、南宋に至つてその数を増し、特に疇零の現物納が行われる際に活躍していることが知られる。^⑩

農民はたとえ不当な請負費用を請求されても、運搬や、胥吏・官員などの中飽を天秤にかけて、攬戸に頼る方が有利であつたに相違なく、法制上も攬納が条件つきで認められるようになって来ているが、その弊害が大きくなると、対策の一つとして、疇零の銭納がより強力に叫ばれるのが注意される。^⑪それは少くとも、下等農村人民が、生産物を現銭に交換し得る——たとえ極めて限定されたものであつたにしても——地盤の成立を背景にして、はじめて可能であつたと考えられるからに他ならない。

第二に、これまた文獻上は南宋に入つて目立つものだが、主要交通路をはずれ、特に水運にめぐまれぬ地方で納入される兩税を錢納させる場合がある。

福建の福州長溪縣は、州城を去ること遠く、陸は峻嶺にはばまれ、海は波濤をわたらねばならず、民戸が苗税を輸納するのは困難である。そこで、年度割当の苗額（秋税）は錢に折して県に納めさせ、県がこれを州に送り、州で米を買つて中央へ上納すれば、公私兩便である。

というのが例証となる。こうしたケースは、臨安府の臨安・於潛・昌化の各県や、安徽省の舒州などにも見出すことができる。これが常に額面通り行われたとは保証し難いが、そうした地方では、少くとも県城では、たとえ正当な値段ではないにしても農産物が換金され得たということ、及び州城では、相当大量の米穀などの買付が可能であつたことを推定せしめる。長溪縣の例でみると、米粟運搬の困難さを、現錢納入という方法で簡単に解決しようとしている。勿論その裏に、長溪縣で農民から高く買ひとつた米を福州に運び、和糴場で政府に売りつけて二重に利益をかせぐ商人がおり、彼らの政府への働きかけがあつたことも予想で

きるが、しかし県城が或る程度貨幣經濟化していなければ、それとて無理であろう。臨安府管下の新城・於潛・昌化の三縣の場合は又少し異なる。この三縣に共通しているのは山地の県で、多く小米を植え、秔稻・糯米などの納税用の米穀は栽培せず、且つ小米の生産量も少い点である。新城縣ではその十二郷の苗米を合計しても一県数月の食を支えるのみで、豊年でさえも隣接する蘇州・秀州の米産地で買ひよねして秋税をまかなわねばならなかつた。ことは臨安縣でも大同小異であり、かくて、南宋中期にはこの三縣では秋税の錢納が認められ、民もそれを便とし、為政者の側からは、山郷の人民を優恤する善政と意識された。臨安府下の三縣のごとき、交通不便の山郷で現錢をどうして入手できたかといえ、それは臨安（縣）は産絹の地であるとの表現でも判るように、織物生産によつたのに違いない。先の和買のところでもふれたように、南宋時代には、こうして地域的な換金作物の生産分布がバランスをとつて出来上り、そのために農民がある程度の貨幣を手に入れることもでき、伝統的な夏の布帛・秋の米穀という徵税体制が固執されなくなり——勿論宋以前から折変という形はあつたが

——、地方によっては秋税の錢納化が行われ、それが必ずしも無理でなくなつて来ていたと言ひ得るのではなからうか。

第三に、これまた南宋時代に広くみられる現象として兩

税受納に際して、地方官が自己の利財のために、農民に現錢納入を強いる場合があげられる。秋税を地方官が恣意的に錢納させた例は、北宋中期に既に存するが、南宋に入ると、折帛錢の錢納率の不当引上げとともに、普遍的現象となつたらしく、紹興末以後の赦文には、しばしばその禁止がうたわれている^④。地方官が用いる方法は次のごときものである。たとえば豊作で米が安く大量にある時期には、秋税錢納の指令を出す。農民は錢を期限までにかき集めねばならぬため、商人——それは地方官・胥吏などの分身であることがむしろ普通であつたろう——に安く買叩かれる。

ところで折価は、何時の場合も、その時の市場価格を考へて適正に定めるとはいつても、地方官・胥吏、牙人らが集つてきめるもので、納入者の立場に立つとは言い難い。そして一旦定められた高い折価はそのまま踏襲され易い。平年作で一斗、二・三百文の米は豊作では百文以下に下落するが、折価が動かされぬと、農民は豊作貧乏になりかねな

い。地方官は高い折価で錢を徴収し、その一部で安い市場価格の米を買入れて規定額の米石を中央へ上納し、余剩の錢を着服する^⑤。こうした場合には、農民の手もとには現錢が残る可能性は当然少いといわねばならぬ。

このほか、天災などで現物が十分でない場合や、或いは滞納分の租税を何年かに分けて納入してゆく際などにも錢納が法文化されている^⑥。

四

夏税・和買の折帛錢、及び傍証的にあげた特に南宋に入つてからの秋税或いは畸零の錢納化という事態は、宋代の貨幣經濟という問題と関連して考えてみなければならぬ^⑦。北宋の中期、銅錢の鑄造額は一つの大きなピークに達するが、南宋時代には、銅脈の涸渇を大きな理由として、江南の江・饒・池・建の四大鑄錢監の銅錢鑄造額は激減し、質の悪い鉄錢を併用してみても、銅錢の海外流出、死蔵、改鑄などによる所謂錢荒が起るのを如何ともし難かつた。何よりもこうした事態に対応するために、政府は会子を發行したのであるが、その濫発によるインフレーションは、少

くとも南宋のかなり末期になって問題化するものであり、中期に於ては会子は割合円滑に運用されていたと言うことが出来る。これには種々の理由があろうが、一つには貨幣を媒体とする交換経済がある程度地についたものになって来たこと、即ち都市、あるいは一部農村の日常生活が、貨幣を切り離しては考えられなくなって来たことを想定して良いのでなからうか。折帛錢実施にあたって、まず第五等戸は全部錢納させ、それが終れば四等戸に持ってゆき、それが下戸にとって有利であり、彼らを優恤すると思識されている点が目される。先にも述べたように、下等戸が納入する布帛は疋零が多く、合零就整とか、胥吏の中飽とかいった厄介な問題が横たわっていたため、その錢納を優先させる面も確かにあったろう。だが兩浙地方における、客戶も含めた下等戸の身丁錢とあわせて考える時、そこには今少し別のことがらが言えるのではなからうか。農村の四・五等戸及び客戶は、兩浙・江南に限っていえば、毎年何らかの形で租税として現錢を納入しなければならなかった。それは彼らの雇傭労働、零細な換金作物、乃至は城市を対象とした商業活動で得られる場合もあったらうし、

より多くの可能性として、納税期における商人を仲介として手に入れられたであろう。錢納の強制は、貨幣經濟化し、そこで消費生活を送る都市の官員・軍人達の要求のために権力者側から恣意的に行う収奪であり、当時の農村の実情に必ずしも則さず、またその強制によって、農村四・五等戸の階級分化に拍車をかけたことは当然予測される。当時の士大夫の議論としても、北宋時代以来、錢は烟で作るものではなく、農民に錢を出さしめるのは彼らを苦しめるだけというのが圧倒的である。王安石の募役法施行をめぐる、旧法黨政治家がみせた貨幣經濟に対する認識は、南宋中期にもそのまま引継がれている。しかし現実には、農村から貨幣を徴集することは、北宋から南宋へ大きく進展しており、そこに都市の貨幣經濟化とともに、その裏側に、農村における地域の特産物生産体制の成立と、貨幣の浸透——兩浙・江南に限られるかもしれないが——が相当濃厚に看取される。勿論貨幣經濟の発展といっても、そこには大きな限界を設けて考えねばなるまい。とかく漠然と、貨幣經濟の発達とか商品生産の増大とかいう表現が用いられるが、南宋時代のそれもより具体的に精密に規定されねばな

るまい。折帛錢にあつても、最大限に見積つて五割以内の線で錢納率がとどまっていたことは、当時の農村における貨幣經濟の限界を暗示している。また元代の宝鈔制度をへて、明初の一時的な現物經濟体制の出現、そして明中期以後の銀經濟の発達という流れの中にあつて、北宋から南宋へと發展した貨幣經濟をどのように位置づけ評価するのか、或いは宋代に貨幣經濟が一部農村にも侵入していたとすれば、そこに、特に明代以後八釜しく言われる、所謂商品生産という形態がどの程度存在したかという問題などは未だ手をつげられずに残っている。本稿はそうした問題に接近する一段階として、上からの制度面の考証という一面的視角からではあるが、若干の考察を試みたものである。

① この表については次の諸点をことわらねばならぬ。即ち数字はそれぞれ匹・兩・貫以上でそれ以下の端数は切り捨てたこと、嚴密に言へば絶対年代の異なる数字を同一平面でならべたこと、管催又は旧管と呼ばれる帳簿上の規定徵集額と、地方志成立當時の実徵徵集額（実催）がある場合には、すべて実催を用いたこと、明州などのように別に筆者が計算を行つて数字を書き入れた場合も多い（従つて原典にはこのままの数字があるとは限らない）ことなどである。

② 臣僚言、諸路州軍、毎年和預買紬絹、祖宗朝各有定数。自来兩浙州縣、多寡不一。至有闔軍俱免者。行之百有余年、而無不均之患、良由

輕重適當故也。嘗考一路秋賦苗米之數、參以和買紬絹、乃知和買之多寡、率視秋賦之輕重。如臨安府湖州等和買為多、而苗米比他處最少。常州婺州等和買差少、而苗米比他處為多。以至平江府秀州苗數尤多、故得全免俵買。（公要・食貨三八ノ一四）

③ 咸淳臨安志・卷五九。

④ 范文正公政府奏議・管手詔条陳十事。臣知蘇州日、点檢簿書。一州之田、係出稅者三万四千頃。中稅之利、每畝得米二石至三石、計出米七百餘万石。東南每歲上供之數六百万石、乃一州所出。

⑤ 程俱・北山小集・卷三七。乞免秀州和買絹奏狀。

⑥ 嘉定七年十一月五日。臣僚言。竊見、臨安府之新城縣視諸邑最為狹少。計一邑十二鄉苗米之入。不及壯邑十分之二。山田多種小米、絕無杭稻。一歲所取、僅足民間數月之食。雖遇豐歲、亦須於蘇秀隣境、糴運交納。（公要・食貨七〇ノ一〇九）

⑦ 手取り早くは宋史食貨志會計の条参照。

⑧ 同じく食貨志會計、大觀三年の張克公の言に、今官較之元祐、已多十倍。困用安得不乏とある。

⑨ 例えば、紹興九年三月戊子。（前略）自承平時、官預俵買。本一緡千錢。時緡緡備廉、得錢於春、而輸緡於夏、所以優民也。軍興以來、官中無本可依。名為預買、其實白著。（要錄・卷二二七）という叙述はまだ良い方で、紹興四年八月乙未。（前略）和買旧給本錢、每端一千。方時多難、白取既非得已。（要錄・卷七九）と必要悪として認めるものから、紹興二十六年四月壬申。待御史湯鵬舉言、和買絹一事、官戶民戶逐歲入納。遵守既久、不以為害。（要錄・卷一七二）のような提灯持ちまで様々であるが、決して強く改革は唱えない。

⑩ 淳熙十六年四月十五日。（前略）先是守臣王希呂奏對。兩浙路共管和買五十二万七千六百五十四匹有奇。而紹興一州独當二十四万六千九百三十匹有奇。立法之初、國偏重、而元料則例、自物力三十八千五百

以上、為上四等、合科和買。三十八千五百以下為五等免科。(會要・食貨七〇ノ七五)

① 朱子文集・卷一八。奏均減紹興府和買狀。(前略)臣聞。祖宗初立和預買法、先支見錢、後納紬絹。民間獎賴其利、至有形於歌謠者。而當是時、本路漕臣、有私於越州者。其吏復私於會稽、故此郡縣、所拋独多。其後請本之數、遂為歲額、而錢不復支。絹日益貴、以至今日。而白着之科、遂反為一州無窮之害。(下略)

② 天聖二年詔。今後預支紬絹錢、並取人情願。其不出產州軍、不得一例抑配。此時兩浙惟温州以非土產、不曾拋降。越州諸縣爭認多數。惟縣與知縣、以官与民市、久必為害、独不肯承。民皆怨之。(下略)(玉慶四明志・卷五)

③ 紹興九年三月戊子。殿中侍御史謝祖信言。和預買為今日民間之病。有司從而要為折帛錢、又其所甚病者。今日固未能去。若處之使得其所、猶可以少紓民力。其說無他、惟均而已矣。近者知徽州吳偉明、乞用稅錢均敷。此徽及江東所宜耳。諸路未必可用。(要錄・卷二二七)江南路が何故稅錢だてが良かったのかは、南唐以來のこの地方の稅制・貨幣制を調べることによつて明らかとなるであらう。

④ 例えば、紹興三十一年正月十八日。都省言。江浙和預買紬絹、合符官戶与編民均敷、務要均平。見今州縣、有科和買、止及上三等去處、及有限以物力錢數均敷者。本係優恤下戶、易於輸納。(會要・食貨三八ノ二〇)

⑤ 紹興四年七月十九日。神武右軍都統制張俊言。臣家近於逐處置到產業、除納夏稅正稅役錢外、其底干非泛諸般科配和預買等、並乞蠲免。詔特依。既而臣僚言。皇命有司、檢會見行官戶科敷及和預買等条法、割与俊、使曉然知即今見任宰臣以下、或有產業、並与百姓一等均科。(中略)伏望斷以不疑、收還所降指揮、更不施行。(會要・食貨七〇ノ三六)

⑥ 例は多いが、乾道九年三月六日。(前略)兩浙和買、莫重於紹興。紹興諸邑、會稽為最。且本府歲科和買一十四万六千余匹。會稽一邑独當二万二千匹有畸、均在上述等入戶。(會要・食貨三八ノ二三)や、慶元五年七月十二日。(前略)既而知建康府錢象祖等措置到本府管下五縣數内、上元江寧句容溧陽四縣、所理和買、除第五等入戶免科。(會要・食貨七〇ノ九六)などをひいておく。

⑦ 乾道元年五月十二日。(前略)戶部措置、遂令州縣、將官戶寺觀与編民物力每貫每百、隨數均敷。(中略)且以臨安言之。謂如新城則十貫以上、富陽則十三貫以上、臨安則二十貫以上、方始均敷。(會要・食貨三八ノ二三)より偏つた例には、紹興二年五月二十四日。戶部言。広徳軍奏。江東路州軍以物力科敷預買、有百十余千數及一匹、有七八十千數及一匹者。独本軍兩縣、多者不下十千、少者六千有余、亦敷及一匹。委實偏重、当稽考。(會要・食貨七〇ノ七九)がある。

⑧ 朱子文集・卷一八、奏均減紹興府和買狀。(前略)且如會稽一縣、經界之初、旧例雖是物力三十八貫五百以上、起科和買。(中略)如經界之初、會稽一縣、凡為物力錢一百二十六万余貫、而四等以上、科納和買者、当一百一十万余貫。今來四十年、所謂四等以上、止有物力錢三十七万九千四百六十貫六百元、而転入五等者乃至七十二万五千五百貫。皆緣和買之重、姦猾之民、争為子戶詭名、以避均敷。

⑨ 注⑩に続いて、後因臣僚言。自(或脱今字)凡係五等有產無丁之戶、与上四等戶、一概均科。(中略)而五等下戶、物力自百文以上、皆不免和買。(食貨七〇ノ七六)とある。また淳熙十六年九月五日。(前略)知紹興府王希呂申。(中略)自淳熙十七年為始、每歲以十万匹為額。(中略)減額既定、然後行均敷之法。自四等至五等、各照見管田產經界、紐計物力、一例均科。(會要・食貨七〇ノ七七)も後に実施された。

⑩ なおこの点については、柳田節子氏、//宋代の丁税(東洋史研究・

二〇ノ二)八頁を参照。

㉑ 建炎三年三月十四日。兩浙軫運副使王琮等言。昨乞將本路遂州・今年合發上供和買夏稅絹綿・共計一百一十七万七千八百四匹、令人戶每匹折納餉錢二貫文足・計三百五万九千二百八十八貫一百一十文省。未承回降指揮。緣上件餉錢、委是酌中、難以增減。今來和買夏稅物昂起催條限逼近。若前期行下州縣、即可如期、便得見錢、以助國用。詔依上件條限起發。(會要・食貨三八ノ一三)

㉒ 紹興元年正月二十日。戶部侍郎孟庚言。乞將紹興元年・兩浙合發夏稅和買絹綿、除減免并進奉外、絹綿本色・共一百六万四千五百四匹、并一半、依例折納餉錢・每匹兩貫文足。仍令遂州、將合折數、於第五等人戶全折、余錢均於四等人戶內折納。庶寬下戶。從之。(會要・食貨三八ノ一三)なお食貨志布帛、兩朝聖政・卷九では、百六十万匹となつてゐる。

㉓ 紹興元年四月二十五日。戶部言。兩浙東西路、今歲各(或合)發上供紬絹絲綿、已依指揮、依例一半折納餉錢起發外、欲將其余路合發絲綿紬絹、並半折納見錢。紬絹每疋折二貫文省、絲每兩二百文省綿每兩二百文省、計置輕齊金銀起發。仍令遂前軍將合折數目、於第五等人戶全折、余數均於第四等以上人戶。從之。(會要・食貨六四ノ二八)この記事は要録・卷四三では詔江浙諸路上供紬絹・半折見縉三千。と要約されているし、兩朝聖政・卷九でも絹綿の折価は三千となつてゐる。會要のいう二貫文省は前注の二貫文足よりもはるかに安く、前後關係から考へてこれは三貫文省の誤りであらう。省錢は七十七錢を百文とするから、三貫文省は足錢二貫三百程度に相當する。またこの綿絲の價格にも誤りを含む可能性がある。

㉔ 四川で折帛錢が徴取されたことは、紹興二十六年八月二十四日。上宣諭輔臣曰。前日景麓上殿論、川中折帛錢太重。絹一匹之直、私下不及五千、而官估則取十千、(會要・食貨七〇ノ四五)によつても証

明できる。但し四川は、南宋時代、政治・經濟的に、東南地方と別個に考へる必要があり、本稿でも、この地域の折帛錢にはふれぬこととする。

㉕ 紹興二十年二月二十八日。広南西路提点刑獄公事路彬言。靜江府昭州夏稅折布錢、最重於諸州。蓋自紹興五年・諸路軍事都督行府一時措置、每疋折納餉錢、比旧増及一倍以上。自後沿襲、依數折納。(會要・食貨七〇ノ四二)、そのほか、朝野雜記・甲・卷一四、広西折布錢の条など。

㉖ 紹興元年正月乙卯。直龍圖閣銀鑄使兼知鼎州程昌寓、依前知鼎州・主管湖西安撫使公事。(中略)又賦鼎州民戶和預買折帛錢六万緡。自是以為例。(要録・卷四一)同じことは宋史食貨志・布帛にもみえるが、要録の割注では、昌寓科鼎州民戶和預買紬絹錢五万五千九百緡、以贍察兵。他書皆不見。今以紹興二十九年十二月壬申・凌景夏所奏、修入。とあまり自信のないことをほのめかしている。

㉗ 兩浙・江南の各州軍が、大凡どの程度の折帛錢をだしていたかは、後の注⑩にひく繫年要録の記事ではぼ明らかであるが、そこにみえぬ州軍でも、兩浙路でいへば、越州・明州・台州はそれぞれ嘉泰會稽志・宝慶四明志・嘉定赤城志によつて折帛錢の存在が知られ、温州は宋會要の乾道七年二月十四日(食貨七〇ノ六四)、婺州は同じく紹興六年十二月十五日(食貨七〇ノ三八)の各条、江南路でいへば、洪州は宋會要の紹興四年八月十九日(食貨六四ノ三〇)、要録なら卷七九、筠州は同じく紹興二十一年八月七日(食貨四四ノ三)の各条によつて各々すべて折帛錢があつたことを裏付けられる。

㉘ 紹興四年十月甲午。初令江浙民悉納折帛錢。用戶部侍郎梁汝嘉請也。是時行都月費錢百余万緡、且撥發軍馬、財無所從出。故令民輸紬全折。輸帛者半折、見錢每匹五千二百省。折帛錢自此益重。汝嘉等又請。江浙絲並折見錢、綿半折錢。諸路各委漕臣一員、計綱起發、赴行在。

(要録・卷八一)

②⑨ 紹興三年五月二十五日。兩浙西路宣諭胡慶言。(中略) 戶部尋下兩浙運司、看詳得。今年合奏夏稅和買物帛，依奉三月三日聖旨，內兩浙七分本色・三分折錢。其佃錢先令第五等人戶、全行折納。如有折納不足數目，更令第四等人戶折納。(會要・食貨六四ノ二九)。なお宋史食貨志・布帛參照。

③⑩ 紹興四年十一月一日。詔。昨降指揮、江浙州縣、去年合納夏稅和買絀絲羅、並行折納佃錢。綿絹以十分為率、折納五分。(會要・食貨六四ノ三一)

③⑪ 例えば、紹興四年八月乙未。(前略) 旧洪州和買、其八分輸正色、二分每疋折省錢三千。(要録・卷七九)

③⑫ 紹興十一年七月七日。臣僚言。昨降指揮、許江浙州縣民戶折納折帛錢、以十分為率、絀折二分・絹折三分・綿折五分。(會要・食貨七〇ノ三九)、同じ日付けて要録は、絀折六分・絹折三分・綿折五分(卷一四一)とする。次注にあげるように、以後、絀の折錢率は八割が標準とされているから、こゝも絀折二分は絀折八分とすべきを逆に書いたか、或いは要録が正しいか、いずれかであろう。

③⑬ 隆興元年正月二十六日。詔。江浙諸州軍、合發上供絀絹綿年例、除進奉外、將夏稅預和買准衣、以分數折納佃錢、補助經費。(中略) 既而臣僚言。去年所折分數、嘗以十分為率、內絹折三分(食貨七〇作二)・絀折八分・綿折五分。(會要・食貨一〇ノ一七)、紹熙五年九月十四日。赦。人戶夏稅和買絹內、絀合納本色二分・折帛錢八分、絹合納本色七分折帛錢三分。(會要・食貨七〇ノ八五)、同じことは嘉定三年九月二十五日。(會要・食貨六八ノ一九)でも言われている。

③⑭ 紹興四年十月十九日。戶部侍郎梁汝嘉言。每月經費合用錢一百余万貫、兼調發軍馬、所用倍多。理當權宜措置。今相度、以江浙合納夏稅和買絀、並行折納。內二分、每疋折錢四貫、余八分折錢六貫。絹以十

分為率、折納五分、內二分每匹折錢四貫、三分折錢六貫、(下略)(會要・食貨三八ノ一七)これは注と内容的に同一であるが、より詳しく折錢額が示されている。平均すれば要録の言う五貫二百省になる。なお朝野雜記・甲・卷一四、東南折帛錢參照。

③⑮ 紹興十七年九月二十六日。尚書省言。江浙州軍、見輸納折帛錢。旧立佃錢、比之時價稍高、兼逐路土產物帛不一。竊慮民戶難於出弁。乃詔。兩浙絀絹・每疋減作七貫文、內和買減作六貫五百文、綿每兩減作四百文。江南東西路絀絹每疋減作六貫文、綿每兩減作三百文。自紹興十八年為始。仍詔。令逐路轉運司、酌度州軍出產多寡、均撥分數、務令均被受惠、仍具數以聞。(會要・食貨七〇ノ四一)

③⑯ 紹興二十九年五月己未。中書門下省奏。江浙四路所起折帛錢、地理遙遠、欲就近樁管、以備軍用。(中略) 先是兩路折帛錢歲為五百七十三万余緡、並輸行都。至是始外儲之、以備軍用。(要録・卷一八二)

③⑰ 隆興元年正月二十六日。注③⑮に続いて、依此拘催、歲供錢六百余万貫。とある。

③⑱ 南北宋を通じた概観は、曾我部靜雄氏が『宋代の財政一般』(宋代財政史所収)で行っておられる。

③⑲ 玉海・卷百八十五、紹興會計錄。(前略) 宣和初國家月費九十五万。紹興三年月費一百六十万。今以紹興初為率、通一歲計之、國家支費計一千五百二十万。同じく乾道度支都籍。乾道四年六月。度支郎趙不敵言。今一歲內外支用之數、大概五千五百万緡有奇。そのほか朝野雜記・甲・卷一四、国初至紹興天下歲取數。別に曾我部前掲書三八頁參照。

③⑳ 建炎二年八月辛未。徽猷閣待制江南等路制置使領措置東南茶塩梁枹摺、遷徽猷閣直學士。以措置就緒也。(中略) 自楊祖即鎮州(州或作江)監司、歲入錢六百万緡。(要録・卷一一)

㉑ 但しこれは四川も含むのかもしれぬ。紹興五年八月丙午。(前略) 去年收茶塩香錢共二千四十三万余緡故也。(要録・卷九二)

④② 紹興六年八月。是月詔。樞貨三務歲收及一千三百万緡。許推貨。大率塩銭居十之八、茶居其一、香礬雜収又居其一。《原注、二十四年、収二千六十万有奇。三十二年、収二千一百五十六万有奇。》(下略)《要録・卷一〇四》

④③ 要録・卷一七にひく、紹興末の茶引銭総額二百七十万緡に、乾道三年三月癸丑立額の塩息銭二千四百万緡を加える。

④④ 經制銭・総制銭は、平凡社アジア歴史事典(中嶋敏氏執筆)参照。その額は、朝野雜記甲集・卷一五、經總制銭額によれば、南宋はじめ一千百二十万貫、紹興末には千四百四十万貫であり、更に宋会要によると、乾道八年には、千七百二十五万貫、淳熙六年には一千五百万貫(いずれも食貨六四ノ一〇二、一〇五)となっている。

④⑤ 例えは前注④。もともと葉適のように、折帛之始、以兵興絹大踊、至十余千。而朝廷又方乏用。於是計臣創為折帛。其説曰、寬民而利公。(水心文集。卷四、財總論)と別の面にウエイトを置こうとする人もある。折帛銭者、艱難之初、物価踴貴、令下戸折納、務以之優也。(要録・卷一七二、紹興二十六年二月甲午)も同じ方向である。

④⑥ 玉海・卷一八五、慶元會計録、(前略)渡江之初、連年用兵。月支猶不過八十万。比年月支百二十万。大略官俸居十之一、吏祿十二、兵廩十之七。

④⑦ 宮崎市定氏、五代宋初の通貨問題 七三頁以降。

紹興	軍団	現 銭	米	要 録
一	劉光世	十六万貫	三万斛	四十五
一	韓世清	十 万緡	五千石	四十五
二	劉光世	二十二万緡		五十五
三	韓世忠	二十七万緡		六十三
三	韓世忠	十 万緡		六十六
三	岳飛	十二・二万緡	万四千五百斛	六十八
十一	建康	(年) 八百万緡	(年) 八十万斛	百三十九
三十	江東	(年) 七百万緡	(年) 七十万石	百八十四

④⑨ (前略)然馬軍行司移屯之始、連營列戍、軍民憧憧、聚彼貿易、市廛日以繁盛、財力足以倍輸。(真西山文集・卷六、奏乞為江寧皇城南廂居民代輸和買狀)はその一証左。

④⑩ たとえば四川からの布帛は、天禧四年閏十二月庚午。(前略)又勅会、益梓利夔路州軍・毎年買納抽絹絲綿、除心副陝西河東京西州軍及本路州軍衣賜支遣外、余有剩數、即上京送納。元不曾稽定數目。每年自四川、水路起發布帛六十六万疋。(下略)《續資治通鑑長編・卷九六》、兩浙地方からの布帛は、熙寧七年三月庚戌。兩浙察訪沈括言。兩浙上供帛、年額九十八万。(長編・卷二五)をあげておく。

④⑪ 大中祥符八年七月。詔。并州置場、中買軍人所給衣賜。初言事者稱并州軍衣、歲給絹四万余疋、並自京發送。如聞、軍中得之、悉以貿易土繩。起今、如有願中充入官者、每匹給錢千二百文。(会要・食貨六四ノ一九)

④⑫ 加藤繁氏、南宋時代に於ける銀の流通並に銀と會子との關係について(支那經濟史考証下所収)

④⑬ 紹興十二年四月丙戌。戸部謝、自今賜帛、除禁中至取茶塩銭及數外、得旨支正色者、每疋折錢四千。時行在歲用絹百六十万余疋。所入不敷。故戸部以為請。(要録・卷一四五)、曾我部、宋代財政史 三四七頁。

④⑭ 嘉定十三年正月。準軫運司備都省割子、拋戸部申。竊見左藏庫歲幣之綱、停積已久。恐致陳腐。欲權將一年折納一半。(下略)《嘉定赤城志・卷一六》

④⑮ 慶元元年十一月八日。臣僚言。左藏東庫每週支散諸軍百司等春冬衣賜、始緣經常數目不敷、戸部遂約所闕數。委官置場收買、以備支遣。然場中所買、多是庫中請出之絹、復完於官、不知經幾出納矣。又況牙偷殺宛往往下色。乞下戸部、將每年合支散大軍衣賜、及諸司合于兵級等人所請(請當作請)多者、隨宜以分數、分折支官會。每匹依逐年立定中等時價為率。不特可以革置場買絹之弊、得絹而欲完、亦以為便也。

戸部指定、欲從所乞、下所屬、將諸軍諸司等處合支絹帛、候取見逐處所請數目、隨宜措置。自來年春衣為始、合支色額、折支施行、更不置場收買。所是宗室等生日支賜、并非泛賞賜絹帛、亦乞候今降指揮下日、依此隨宜折支施行、從之。參酌下項名色、欲行折支。開具。一、年例雜支絹帛一万二千八百余匹、欲全行折支。(一)、宗室生日六千余匹、聖節生辰御宴樂人支賜五千二百余匹、三年一次大禮合支賞給數內三万一千九百余匹、百官約一万五千余匹、欲於內一半折支本色。(一)、諸司局所等約一万六千九百余匹、欲全行折支。一、不測例外、非泛進呈玉牒會聖政冊寶、并官員贈贈等處支雜支、約一万八千余匹、欲全行折支。若許從今來所申、照市價以會支折(或有脫誤)施行。如約度庫管、有突闕之數、仍舊置場收買。(會要・食貨五ノ一三)

⑤④ 乾德四年四月。詔。諸路州府受納稅賦、自今不得稱分毫合勺錢釐絲忽。錢必成文、金銀成錢、絹布成尺、粟成勝、絲綿成兩、蕪蒿成束。(會要・食貨七ノ三)

⑤③ 開寶八年三月。詔。承前民輸稅、其絀絹不成匹者、令三五戶、聚合成匹送納、頗為煩擾。自今絀不滿半匹、絹不滿一匹、許計丈尺、納佃錢。(會要・食貨七ノ三)

⑤② 諸稅租、本戶布帛不成端匹、米穀不成升、絲綿不成兩、柴蒿不成束、聽依納月實直上納納錢。願與別戶合鈔・納本色者、聽。錢不及百、亦聽合鈔送納。(卷四七)これは前注の開寶八年の詔が成文化されたものと思われ、詔。州縣受納人戸稅絹、其不成端匹者、每疋並以一百文足折價、從便獨鈔送納。(淳熙六年二月十八日)とか已降指揮、第四第五等人戸、不成端疋疋零稅絹、許折納佃錢。詔。如人戸有願聽納本色者、聽從其便。(同年七月十七日。いづれも會要食貨七ノ一七二)などからみて折錢が建前で実物納が例外的のうに受取れる。

⑤① 黃氏日鈔・卷七五、乞照戶部元行折納錢物解申省狀。(前略)契勘本州(撫州)歲解絹三万二千二百八匹。例解本色二万二千匹、自余一

万一千二百八匹、多是疋零湊納、折解佃錢。近金部朱郎中、為撫州之日、每匹折解十八界官會二十四貫。

⑤⑩ 宣和三年四月二十七日。戸部言。知袁州辛炳奏。(中略)臣今取會到本州倚郭一畝人戸數內、一万四千五百一戸、各係納夏稅絹一尺。若人人買鈔、即是四十戸共納絹一匹。合買鈔四十副。通合納絹三百六十二匹二丈二尺。(中略)其餘三畝、亦多是下戸。(會要・食貨七ノ二六)

⑤⑨ 所謂合零就整者、尽入猾胥之家(會要・食貨六ノ九〇)や、疋零多則為畝道之利(會要・食貨七ノ九〇)など。

⑤⑧ 紹興二十六年九月己未。右正言凌哲言。諸路州縣、將人戸疋零稅租、依日過數科催。如納絹一疋、便令納一尺。殺米一勺、便令納一升。民輸十九之賦、而官無一毫之增。利專私室、怨婦公上。(要錄・卷一七四)

⑤⑦ 紹興二十七年六月丁酉。(前略)上謂宰執曰。朕嘗思之、合零就整、此固甚善。十戸共鈔、官司先給由子与鈔頭。若即時鈔入、則十戸無擾。不然、恐鈔頭收藏由子、不肯賣出。比至官催緊急、衆戸不免再納。此貧民所以重困。(要錄・卷二七)

⑤⑥ 周藤吉之氏・宋代州縣の職役と胥吏の發展・第三章第二節(宋代經濟史研究所取)・南米の耗米と倉吏・攬戸との關係(鈴木俊教授還曆記念東洋史論叢所取)

⑤⑤ 一例をひけば、紹興三十二年五月二十一日。(前略)緣百姓僻居郊野、擬于湊成端匹。付之攬戸、多取佃直。是納丁(身丁絹)之家、雖使納本色、其實与折錢無異。(會要・食貨六ノ一七)。

⑤④ 淳熙元年二月十九日。詔。湖州管下民戸身丁錢絹、多是湊成端疋。例皆付之攬戸、要以重佃。可從民便、折納見錢。今州縣自行買絹、解發上供。(會要・食貨六ノ一五)は直接には身丁絹の場合であるが、兩稅疋零にもあてはめて大過あるまい。

①⑦ 銭納ではないが、乾道元年五月三日。詔。江浙州軍、毎歳人戸合納二稅物帛等、内温台処徽州、係不通水路去處。依指揮、許人戸依立定分数、並依銀折納。(會要・食貨七〇ノ五六)は、同じケースに於ける銀納の例として注意されよう。なお紹興二年五月十一日(會要・食貨六四ノ四七)參看。

①⑧ 嘉定五年閏九月二十二日。臣僚言。竊見嘉定之始、福州守臣、以長溪縣去州絕遠、陸限峻嶺、海涉驚濤、民戸輪舟、跋陸艱阻。請以本縣歲管苗額、悉令民戸、就縣折納餉錢。縣以民戸折納之錢、解于州。州以縣解之錢、羅米補數、以供用。(會要・食貨六八ノ一九)文獻通考・卷五、支移折麥。

①⑨ 紹興二年十月六日。知臨安府謝深甫言。於潛新城昌化三縣秋苗、並折納時餉。本為優恤山鄉人戸。とか、嘉定七年十一月二十八日。(前略)竊見。於潛縣以山邑。所產之米及去水次遠、應苗米並折納餉錢。(會要・食貨七〇ノ八一、一一〇)など。

②⑩ 紹興十六年七月二十六日。權發遣舒州汪希且言。本州認發上供米麥綠地居山僻、艱於行運。欲乞權依市直、折納餉錢、起發。内願納本色者、聽從之。(會要・食貨七〇ノ四一)

②⑪ 前注①⑨參照。

②⑫ 皇祐五年五月。詔。如聞、諸路運使、多苛刻於民。以官錢為羨余、入助三司經費。又高估夏秋麥禾諸物、抑人戸、輒輸見錢。並禁絕之。(會要・食貨四九ノ一五)

②⑬ 淳熙九年九月十三日。明堂赦。民間合納夏稅秋苗。訪問、州縣不遵三尺、徃徃大折餉錢。致令人戸、艱於輸納。并將疇零物帛、高估餉、却往他處、賤價收買、以圖剩利。(會要・食貨七〇ノ七三)

②⑭ 淳熙四年十一月六日。臣僚言。今歲豐稔。州縣為見米價廉平、抑令人戸、折錢送納。計所輸之直、過於本色遠甚。民間反以為患。とか、

乾道四年四月十六日。臣僚言。國朝征賦、止是夏稅秋苗。軍興以來、仍有折帛和買。而州軍不恤。多將夏稅秋苗、大半高價估折、却於他州買絹、以充上供之數。(會要・食貨七〇ノ六九、五九)をあげておく。

②⑮ 慶元條法事類・卷四七、受納稅租。

②⑯ 北宋時代の國家財政と貨幣との關係は、古く、日野開三郎氏が「北宋時代に於ける貨幣經濟の發達と國家財政との關係に就いての一考察」(『歴史學研究』二ノ四)の中で多くの數字をあげて考証されている。

②⑰ 日野開三郎、*「北宋時代に於ける銅鉄錢の鑄造額に就いて」*(『史學雜誌』四六ノ一)、宮崎市定、*「五代宋初の通貨問題」*

②⑱ 注②⑰參照。

②⑲ 例えば張方平、*「菜全集」*卷二五、論免役錢割子、楊繪、熙寧四年六月庚申の上言(長編・卷三二四)蘇轍、元祐元年五月乙丑の上言(長編・卷三七七)など。江南地方出身の官僚(主として新法党)と、華北、四川出身の官僚(主として旧法党)とは、根本的に貨幣經濟に対する認識のしかたが異っていたのではないかと推測される。これはまた江南におけるより巾ひろく深い貨幣の浸透と無關係ではなからう。

③⑰ 嘉定七年三月二十九日。臣僚言。竊惟、錢出於官、而賣之民輸。粟帛出於民、而官或無取。則農之余粟、女之余布、將何所用。平地無銅山、私家無錢炉、錢又何從而得哉。今民之輸官与其所以自養者、悉以錢為重。折帛以錢、茶塩以錢、蠶豆以錢。向時給之錢而和買物帛者、今錢不復給而反責其錢、是猶可也。酒醋之売於官者、非錢不售。百物之征於官者、非錢不行。坊場河渡之買撲、門閭務庫之商稅、無一不以錢得之。所謂殺粟布帛、自衣食之外、惟二稅本色之輸官者可用耳。(會要・食貨六八ノ二一)

(同志社大學講師)

been a representative businessman of the period and a beginner of the *Mikatas* 味方氏, the most famous *Yamanushi* 山主 in *Sado* throughout three centuries; and that of the operation of *Warimabu* 割間歩, the largest mine in the flourishing period, called *Oya-mabu* 親間歩 of the *Aikawa* Mines developed by the hand of *Ieshige*.

Cheh-pê-ts'ien 折帛錢 in the *Nan-sung* 南宋 Dynasty

by

Kaoru Umehara

The commercial development during the *Sung* dynasty which lasted from the tenth to the thirteenth century was so conspicuous that many historians has tackled this problem from various viewpoints. The ubiquitous money economy in this period has been well known to the researchers and the statistical studies were contributed, some of which were, however, rather superficial. Moreover, nothing has been done about how the money economy was developing and what a role it played in making the Chinese history as a whole. The comparative study of history is another point that we have to take into consideration.

These are the problems that needs time to solve, and an attempt was made in this article to illustrate some of the institutional aspects of *chen-pê-ts'ien* 折帛錢 system that is the partial payment of *hsia-shui* 夏稅 which consisted *liang-shui* 兩稅 under the *Nang-sung* regime.

Foundations of Urban Development in the Later Edo Period

by

Tadashi Muto

A change in combination of cities with various demensions of region around them stands in close relation with the development of cities. The function of cities as a regional center depends largely on such a change.

In this article, we specialize the relation between such a region and